



## ベトナム出身 国際交流員（CIR）の任用について

本市では、一般財団法人 自治体国際化協会（CLAIR）が行う「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を活用し、平成 27 年度から国際交流員（CIR）1 名（オーストラリア出身）を任用し、本市の国際交流推進の一翼を担ってもらっていますが、平成 29 年 7 月 31 日より、新たに 1 名（ベトナム出身）を任用しますので、お知らせします。

### ■事業概要

JETプログラムとは、「語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）」のことで、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省および一般財団法人 自治体国際化協会の協力の下実施している事業です。

この事業の目的は、「日本における外国語教育の充実及び青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて、わが国の国際化の促進に資すること」ですが、国際交流員（CIR）については、後段の「青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ること」を目的として実施しています。

国際交流員（CIR）の他に、外国語指導助手（ALT）、スポーツ国際交流員（SEA）があります。

### ■CIRとは

「Coordinator for International Relations」の略。

国際交流活動に従事する青年のことで、地方公共団体の国際交流担当部局等に配置されます。

### ■任用経緯

本市の在住ベトナム人の人数は、平成 29 年 3 月末で 2,069 人になっており、中国人（6,131 人）について 2 番目の人数で、市内の外国人人数（14,425 人）の 14.3%になっています。平成 24 年 3 月末のベトナム人の人数は 401 人でしたので、約 5 倍に増えています。ちなみに、日本全体でも、ベトナム人の人数は、平成 23 年（44,690 人）と 28 年（199,990 人）の 5 年間の比較で、4.5 倍になっています。

しかしながら、急激に、本市においてベトナム人が増えていますので、なぜこのような伸びを示しているかなどの実態把握や、在住外国人のコミュニティをできる限り把握することが、本市の多文化共



生施策を検討する上で欠かせないと考え、ベトナム人の国際交流員（CIR）を任用することにしました。

◆新規任用者◆

- |       |   |
|-------|---|
| ■氏名等  | レー・ハー・ガン（ベトナム ハノイ出身 23歳 女性）<br>（ラスト・ファースト・ミドルネーム）   |
| ■任用期間 | 平成29年7月31日（月）～平成30年7月30日（月）の1年間<br>（更新の場合有り、5年まで）   |
| ■職務内容 | ①松戸に暮らす外国人、特にベトナム人を中心に生活の状況を把握するための調査をサポート<br>②本市のイベントに参加したり、観光スポット等を訪問し、外国人の目から見た本市の良さを発信<br>③本市が行う国際交流事業について外国人の目線からアドバイスをするなどのサポート<br>④本市が行う国際交流事業についての通訳や翻訳 |

◆現在の任用者◆

- |       |   |
|-------|---|
| ■氏名等  | スコット・エリン・フェイ<br>（オーストラリア ビクトリア州出身 28歳 女性）   |
| ■任用期間 | 平成27年7月27日（月）～平成30年7月26日（木）<br>（更新2回 3年間、最長5年まで更新可）   |
| ■職務内容 | ①本市のイベントに参加したり、観光スポット等を訪問し、外国人の目から見た本市の良さを発信<br>・広報まつど15日号「どこでもマツド！」<br>・専用WEBサイトでの発信、SNSでの発信<br>②本市が行う国際交流事業について外国人の目線からアドバイスをするなどのサポート<br>③本市が行う国際交流事業についての通訳や翻訳<br>・ドミニカ共和国への副市長等訪問（H28.6.26～7.4）<br>・駐日外交団ツアーの受入れ（H27.9.10）<br>・その他要人来訪時<br>④姉妹都市交流事業のサポート<br>・現地担当者（ホワイトホース市）との連絡調整<br>・姉妹都市45周年公式訪問団（H28.5.11～5.17） |



- 他自治体の状況 日本全体で国際交流員（C I R）を今年度 443 人任用している。  
千葉県内での国際交流員（C I R）任用自治体は、松戸市をはじめ  
千葉県、千葉市、鴨川市、南房総市の 5 自治体 6 名。  
松戸市は 2 名任用している。
  
- その他 8 月 3 日（木）11：30 より市民サロンにて、新規任用者の辞令  
交付式を行います。取材を希望される場合は、事前に文化観光国際  
課にご一報ください。

【問い合わせ先】

経済振興部 文化観光国際課

☎ 0 4 7 - 3 6 6 - 7 3 2 7